

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（独個）諮問第3号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（独個）答申第1号）

事件名：本人に関する融資審査の検討資料の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

異議申立人本人に対する融資審査の検討資料（信用調査票）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月7日付け日公総法27-20号による不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

別紙の1に掲げる訂正請求1ないし訂正請求5の各訂正請求につき、不訂正とした原処分は違法、不当である。

平成27年12月7日付けで提出した保有個人情報訂正請求書、添付した証拠書類を参照。行政不服審査法改正後（平成26年6月）の第三者機関での諮問・答申が必要である。

（2）意見書

ア 下記第3の2「（1）本件対象保有個人情報の内容」について

（ア）「ア」について

法人文書偽造である。

（イ）「イ」ないし「ウ」について

開示せよ。

イ 下記第3の2「（2）本件対象保有個人情報に係る法29条の訂正請求権」について

（ア）「ア」について

訂正せよ。

(イ) 「イ」の「(ア)」について

「融資の判断」という利用目的を既に達成しているものが偽造されている以上は、訂正すべきである。

(ウ) 「イ」の「(イ)」について

異議申立人が提出した事業計画書，証拠書類，資料を不当，違法に破棄，又は提出した資料等を受け取らず，突き返す行為をされ，正当な審査が行われていないままの公庫側が作成した資料の為，事後的な変更であろうがなかろうが訂正請求に応じないのは理由にならない。

(エ) 「ウ」について

本件対象保有個人情報を作成した職員及び担当役席に確認しても真実は明らかにならない。認めてしまうと公庫内からも処分を下されることは間違いない。また公庫側も不祥事を隠ぺいする為，認めないのは当然である。だから，行政不服審査法改正後（平成26年6月）の第三者機関である審査会の答申に委ねることが賢明である。

(オ) 下記第3の2「(3) 異議申立人の見解について」について

個人的な意見ではなく，事実関係に基づいた証拠書類である。あまりにも公庫側の偏った見解である。

ウ 下記第3の「3 結論」について

公庫側の決定は不当であり，訂正請求に応じよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

- ・平成27年9月18日 保有個人情報開示請求書受領
- ・平成27年10月9日 保有個人情報開示（部分開示）決定通知書発送
- ・平成27年12月8日 保有個人情報訂正請求書受領
- ・平成28年1月7日 保有個人情報不訂正決定通知書発送
- ・平成28年1月13日 異議申立書受領

2 不訂正理由

(1) 本件対象保有個人情報の内容

ア 本件異議申立てにかかる保有個人情報（本件対象保有個人情報）が記録された「信用調査票」は，公庫に融資の申し込みがあった場合に，申込人・企業（以下「取引者」という。）ごとに公庫において作成する法人文書である。

イ 信用調査票は，取引者の氏名・法人名，住所などの属性情報のほか，取引者に対する調査内容（面談，聞き取り等の結果を含む。），融資判断に至る検討内容，融資可否の判断結果等，取引者の申込から

融資可否の判断に至るまでの一切の調査・検討内容などを記録した文書や、取引者から提出のあった参考資料等のうち公庫で保管が必要と判断した文書などを束ねたものである。

ウ また、信用調査票には、取引者に係る情報のほかに、公庫の融資判断に当たっての調査・判断等のノウハウ（どのような観点で調査しているか、融資判断に当たってどのような項目を重要視しているかなど）も記載している。

エ 本件対象保有個人情報の利用目的は、「融資の判断」及び「取引の管理」である。

(2) 本件対象保有個人情報に係る法29条の訂正請求権

ア 法29条には、「独立行政法人等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認められるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならない。」と規定されている。

イ 本件訂正請求は、次の理由から、法29条に規定する保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないため、訂正に応じられるものではない。

(ア) 本件対象保有個人情報は、当該情報を用いて既に利用目的の一つである「融資の判断」が行われ、異議申立人に対し、融資決定・貸付実行されたものであり、「融資の判断」という利用目的を既に達成しているものである。

(イ) また、本件対象保有個人情報は、貸金返還請求訴訟の対応等の根拠資料とするなど、「取引の管理」をも利用目的としているものである。融資決定・貸付実行の後に、本件対象保有個人情報に変更を加えることは、訴訟対応などの「取引の管理」を行う場面において、その証明力を大きく後退させるものといえる。すなわち、本件対象保有個人情報は、融資決定・貸付実行時に作成した資料をあるがままの形で保存することに意味があり、事後的な変更を行うべき性質のものではない。

ウ なお、念のため、本件対象保有個人情報に係る事実関係について、本件対象保有個人情報を作成した職員及び担当役席に確認等したところ、別紙の2のとおり、公庫の事務処理上の記録、異議申立人からの提出書類に基づいた記載、異議申立人から提出があった資料及び異議申立人との交渉記録であり、本件対象保有個人情報が事実と相違するものではないとの回答・確認を得ている。したがって、上記イにおいて、本件訂正請求が利用目的の達成に必要な範囲を超えているとまでは認められない場合であっても、本件訂正請求に応じられるものではない。

(3) 異議申立人の見解について

異議申立人が異議申立書に記載した「平成27年12月7日付で提出した保有個人情報訂正請求書，添付した証拠書類等を参照」に該当する書類等は，異議申立人にかかる開示実施をした保有個人情報等であるが，これらの資料に記載されている内容は，公庫の融資審査等への個人的な意見等であり，公庫が行った不訂正決定処分に対する異議申立ての理由にはなり得ない。よって，異議申立人の主張は失当である。

3 結論

以上の理由から，本件対象保有個人情報を不訂正とした公庫の決定は妥当であり，本件異議申立ては棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年3月14日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年4月11日 審議
- ⑥ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は，処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した，異議申立人本人に対する融資審査の検討資料（信用調査票）に記録された保有個人情報について，別紙の1に掲げる訂正請求1ないし訂正請求5の訂正を求めたものである。

処分庁は，本件訂正請求について，いずれも訂正をしない決定（原処分）を行った。

異議申立人は，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分を維持するとしていることから，以下，本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は，法27条1項において，同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は，異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき，処分庁から開示を受けた，自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから，法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

訂正請求1ないし訂正請求5に係る各記載は，いずれも，融資審査の過

程において申込者である異議申立人の提出した資料等に基づき公庫の担当者等に認識された事業計画，異議申立人に対する公庫職員の言動等が記録されたものであり，当該各請求は，いずれも，法27条の対象となる「事実」に対する訂正請求に該当すると認められる。

しかしながら，異議申立人は，各訂正請求に係る記載につき，自己の認識に沿わない部分の削除や記載内容の変更を求めているものであって，当該認識に沿った資料の異議申立書及び意見書への添付等は認められるものの，訂正請求1ないし訂正請求5の対象とされた各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認め難く，また，異議申立人が求める訂正がなされなければ，記載されている情報が事実と反することとなることも認められない。

したがって，いずれの請求についても，訂正請求に理由があるとは認められず，法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の訂正請求につき，不訂正とした決定については，本件対象保有個人情報は，法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 愼美，委員 山田 洋

別紙

1 各訂正請求の内容

	異議申立人が訂正を求める部分	左欄に示す部分に記録された内容	当該部分の記録が事実でないと判断した理由及び求める訂正の内容
訂正請求 1	「受付日」欄に記載された日付	特定日 A	受付日が公庫担当者の都合の良い日に設定されていると判断出来る。 「特定月 X」に訂正を求める。
訂正請求 2	「所在地」欄の訂正箇所に付記された時期	特定月 Y～	移転したのは特定月 Yではなく、特定日 Bであるので訂正を求める。
訂正請求 3	「必要な資金と調達方法」と題する表の一部	自己資金 特定金額 A 国民生活金融公庫 特定金額 B 仕入れ 特定金額 C 運転資金合計 特定金額 D 合計（必要な資金） 特定金額 E 合計（調達方法） 特定金額 F	提出している書類等が反映されていない。次の金額に訂正を求める。 自己資金 特定金額 G 国民生活金融公庫 特定金額 H 仕入れ 特定金額 I 運転資金合計 特定金額 J 合計（必要な資金） 特定金額 K 合計（調達方法） 特定金額 L
訂正請求 4	資金計画表	表の全部	友人から入手したデータをさらに公庫担当者が偽造したものであるので、削除を求める。
訂正請求 5	交渉記録票に記載された日付の一部	特定日 C	「特定日 D」の誤りであるので訂正を求める。
	交渉記録票に記載された公庫担当者からの連絡内容等の一部	特定記述 α	特定記述 β への訂正及び特定記述 γ の追記を求める。

2 各訂正請求に対する諮問庁による事実関係の調査結果

	諮問庁による事実関係の調査結果
訂正請求 1 について	「受付日」は、公庫の事務処理上の日であり、公庫の判断で入力しているものである。
訂正請求 2 について	公庫担当役席が、特定月 Y の申込取消の処理時に、異議申立人からの提出書類に基づき、記載年月及び住所を記載したものである。 「特定月 Y ～」は、特定月 Y の処理時に移転が判明したという意味の記載である。
訂正請求 3 について	該当資料は、異議申立人から提出があった資料そのものを公庫で保管している。
訂正請求 4 について	該当資料は、異議申立人から提出があった資料そのものを公庫で保管している。
訂正請求 5 について	公庫職員が、当時の交渉の記録を記載したものである。 なお、特定日 D は日曜日で、営業日ではないため交渉自体あり得ない。